

第七回国会 大藏委員會議録 第五号

昭和二十五年一月二十八日(土曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 川野 芳滿君
理事 大上 司君 理事 北澤 直吉君
理事 小峯 柳多君 理事 前尾 三郎君
理事 川島 金次君 理事 河田 賢治君
理事 内藤 友明君
岡野 清榮君 鹿野 彦吉君
佐久間 徹君 西村 直巳君
三宅 則義君 田中 謙之進君
宮腰 喜助君 竹村 奈良一君
中村 寅太君 中野 四郎君

出席政府委員

(主計局長) 河野 一之君
大藏事務官 (理財局長) 伊原 隆君
大藏事務官

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君
専門員 椎木 文也君

昭和二十四年十二月二十六日
委員 江田斗米君辭任につき、その補欠として首藤新八君が議長の指名で委員に選任された。

昭和二十五年一月十二日
委員 神山茂夫君辭任につき、その補欠として春日正一君が議長の指名で委員に選任された。

同日二十三日
委員 春日正一君辭任につき、その補欠として神山茂夫君が議長の指名で委員に選任された。

昭和二十五年一月二十三日
臨時通貨法の一部を改正する法律案

第一號第六号

大藏委員會議録第五号 昭和二十五年一月二十八日

(内閣提出第九号)

大藏省預金部特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入る繰入金に関する法律案(内閣提出第一〇号)

昭和二十四年十二月二十四日
食紅等に対する物品税撤廃の請願

(河原伊三郎君紹介)(第八号)

手すり紙に対する物品税撤廃の請願

(田中角榮君紹介)(第一〇号)

電気照明器具に対する物品税改正の請願(大野公義君紹介)(第一七号)

佐世保市内の旧軍用地建物物下げの請願(北村徳太郎君紹介)(第一九号)

美幌機織所を旧美幌機織所統括機織所移転の請願(小坂南雄君紹介)(第二五号)

たばこ民営問題の早急決定に関する請願(佐藤親弘君紹介)(第三九号)

たばこ民営反対に関する請願(中村寅太君外一名紹介)(第四〇号)

同(寺崎覺君外一名紹介)(第四一号)

同(若林義孝君紹介)(第四二号)

同(木村榮君紹介)(第四三三三)

同(外件(奈良治二君紹介)(第五六号)

同(志田善信君外一名紹介)(第五七号)

同(岡司安正君外一名紹介)(第五八号)

同(飯塚定輔君紹介)(第五九号)

同(飯塚定輔君外四名紹介)(第六〇号)

同(淺利三朗君紹介)(第六一号)

同(淺利三朗君外七名紹介)(第六二号)

同(生田和平君紹介)(第一〇三三)

同(庄司一郎君紹介)(第一〇四四)

徴税上における日徳割当制廃止の請願(岡司亮君紹介)(第六九号)

金山町外二箇村の葉たばこ耕作復活に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一〇七号)

昭和二十五年一月十八日
赤十字事業に対する免税等に関する請願(吉田省三君紹介)(第一一九号)

楽器類に対する物品税減免の請願(岩川與助君紹介)(第一四六号)

甘しよ水あめに対する物品税撤廃の請願(丹羽彰吉君紹介)(第一五七号)

国立病院特別会計制撤廃等の請願(立花威男君外二名紹介)(第一六九号)

同(竹村奈良一君外二名紹介)(第一七〇号)

同(織物消費税撤廃施行期日繰上げの請願(小金義昭君紹介)(第二〇〇号)

大阪市高速度鉄道建設工事に見返資金融資の請願(堀谷富三君外六名紹介)(第二二〇号)

同(第二二〇号)

同月二十一日
所得税の基礎控除額引上げに関する請願(川上貴一君紹介)(第二五七号)

たばこ民営反対に関する請願(中島茂喜君外一名紹介)(第二七二二)

同(竹村奈良一君外三名紹介)(第二七三三)

同(足鹿寛君紹介)(第三二七号)

ガス器具に対する物品税撤廃の請願

(天野公義君紹介)(第二八八号)

かみそり類等に対する物品税撤廃の請願(天野公義君紹介)(第二八九号)

同(児童乗物類に対する物品税の免税点設定に関する請願(天野公義君紹介)(第二九〇号)

甘しよ水あめに対する物品税撤廃の請願(武蔵嘉三君紹介)(第三〇三三)

楽器類に対する物品税減免の請願(神田博君紹介)(第三〇五五)

山林関係の税制改革に関する請願(野原正勝君紹介)(第三〇九号)

国家公務員共済組合法の一部改正に関する請願(外二件(伊藤憲一君外一名紹介)(第三二三三)

同(一件(稻葉修君紹介)(第三一四号)

同(主橋一吉君外一名紹介)(第三一五号)

同(中西伊之助君外一名紹介)(第三一六号)

同(今野武雄君外一名紹介)(第三一七号)

同月二十四日
ラジオ受信機に対する物品税撤廃の請願(足鹿寛君紹介)(第三三七七)

運動用品に対する物品税撤廃の請願(川野芳滿君紹介)(第三三三三)

同(蘭製品に対する物品税免除の請願(甲木保君紹介)(第四一一一)

の審査を本委員会に付託された。

昭和二十四年十二月二十四日
為替銀行のユルレス契約開設に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第一〇号)

証券金融円滑化に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第一九号)

国費、地方費の負担区分の明確化並びに国庫負担の増額及び政府資金支払迅速化に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第二三三)

起債事業資金確保の陳情書(大阪府知事赤間文三)(第二四四)

地方資金の大阪流入に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第二五五)

輸出産業金融円滑化に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第二六六)

たばこ民営反対に関する陳情書(北陸三県たばこ民営反対同盟会長村佐一)(第二七七)

重要産業労働者住宅建設資金融資に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第二七八)

重要産業の金融円滑化に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第三〇三)

たばこ民営反対に関する陳情書(高松市香川県会議長大久保雅彦)(第三一四)

超過供米を所得税の対価から除外の陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長伊藤健)(第四二二)

国庫収支改善に関する陳情書(大阪府中央郵便局区内北区堂島西町一番地岩井雄二郎)(第四六六)

税制改革に関する陳情書(大阪府北区堂島西町一番地大阪商工会議所会頭杉道助)(第四七七)

謄写版原紙等の製品課税制を原料課税制に改正の陳情書(東京都千代田

区丸の内三丁目十四番地東京商工会議所会頭高橋龍太郎(第四八号)

たばこ民営反対に関する陳情書外四件(大分県たばこ耕作組合連合会長一瀬隆富外十名)(第五三三号)

ミシンに対する物品税撤廃の陳情書外一件(高松市南紺屋町三十七番地三宅慶昭外八十九名)(第五四四号)

たばこ民営反対に関する陳情書(徳島県名西郡上分山村たばこ耕作組合長渡邊久米衛門)(第五八八号)

農地改革に伴う土地台帳等の改竄費に対する全額国庫負担の陳情書(東京都港区西久保巴町三十五番地全国町村会長伊藤職)(第六六六号)

国庫支出金の早期交付に関する陳情書(長崎市長崎県議會議長岡本直行)(第七四四号)

たばこ民営反対に関する陳情書外一件(徳島県三好郡池田たばこ耕作連合組合長梶雪藏外一名)(第七七八号)

東北地方民の減税に関する陳情書(山形県西置賜郡長井町會議長遠藤利吉外三十七名)(第八〇号)

所得税法一部改正の陳情書(広島県豊田郡町村議會議長本谷武一)(第一〇八号)

物品税納税期間延長に関する陳情書(大阪市東淀川区下新庄町エロイド製菓株式会社中山亮外九十二名)(第一二八号)

水晶、めらう等に対する物品税率変更の陳情書(山梨県甲府市桜町一丁目二番地山梨県水晶工業協同組合米沢良知)(第一三五五号)

宮崎市に国民金融公庫支所設置の陳情書(宮崎県商工會議所連合會長日高三郎外四名)(第一三八八号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのため的一般會計から繰入金に関する法律案(内閣提出第一〇号)

川野委員長 これより會議を開きます。

去る二十三日本委員会に付託された臨時通貨法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府側より提案の趣旨説明を聴取いたします。伊原政府委員。

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律

臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「五円、一円、五十銭、十銭、五銭及一銭六種」を「十円、五円、一円、五十銭、十銭、五銭及一銭七種」に改める。

第三条中「五円ノ臨時補助貨幣ハ百円迄」を「十円ノ臨時補助貨幣ハ二百円迄、五円ノ臨時補助貨幣ハ百円迄」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

伊原政府委員 ただいま議題になりました臨時通貨法の一部を改正する法律案

法律案の提案理由を御説明いたします。

臨時通貨法は、政府が当分のうち発行することが出来る臨時補助貨幣といたしまして、五円、一円、五十銭、十銭、五銭、一銭の六種と規定しております。このうち現在製造してありますのは、五円と一円の二種のみであります。右の補助貨幣の系列をもつてしては、経済取引の実状に應じ得ない現状であり、また最近における経済事情の安定に伴い、さきに千円券を発行するに至りました今日、通貨体系として、十円については硬貨を発行し、もつて補助貨幣の系列を整備することによつて、その機能を十分に發揮することを期待するものであります。よつてここに臨時通貨法の一部を改正して、臨時補助貨幣の種類を増加し、従来のもののほかに、洋銀の十円の臨時補助貨幣を加えんとするものであります。次に十円の臨時補助貨幣は、二百円まで法貨として通用する旨の制限を設けました。

以上が今回の臨時通貨法の一部を改正する理由でございます。何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

川野委員長 次に大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案を議題といたします。まず政府側から提案理由の趣旨説明を聴取いたします。河野政府委員。

大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案

大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律

政府は、大蔵省預金部特別會計の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年において、一般會計から大蔵省預金部特別會計に繰入金を行うことが出来る。但し、その金額は、三億二千三百二十六万七千円をもつて限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日大蔵省預金部特別會計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般會計に繰り入れなければならない。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

河野政府委員 大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようとしたのは、大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年における歳入不足を補填するため、一般會計から同會計に繰入金をなし、もつて同會計の運営を円滑にいたそうするためであります。

大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年予算における歳入歳出におきましては、別途提案いたしました昭和二十五年特別會計予算に計上してありますごとく、その歳出といたしましては、事務費、預金利子、郵政事業特別會計

への繰入金等、合計百二十四億一千三十七万七千円を要するのでありますが、その固有の歳入といたしましては、預金部資金の運用による利子収入、有価証券の償還による益金等、合計百二十億八千七百四十四万四角でありまして、差引三億二千三百二十六万七千円の歳入不足を生ずることになるものであります。しかして本會計におけるこの歳入不足につきましては、総合均衡予算の建前からいたしまして、その不足額を、一般會計からの繰入金をもつて補填することが適当と存ぜられるのであります。これがためには、法律をもつてその旨を規定する必要がありますので、この法律案を提出いたしました次第であります。

なお繰入金につきましては、その性質にかんがみまして、後日本會計の財政状況が健全な状態となりましたあかつきには、その繰入金に相当する金額を、予算の定めるところによりまして一般會計へ繰りもどすことといたしたいと思ひまして、その規定も設けた次第であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

川野委員長 それでは本案に対する質疑は後日に譲ることといたしまして、本日はこれにて散會いたします。

午前十四時四十四分散會